

令和7年度 第1回 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会 議事録（要旨）

| | |
|------------|--|
| 日 時 場 所 | 令和7年8月28日（木） 11時30分～12時30分 各施設（Zoom会議） |
| 出席者 | 1 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会委員 16名 2 事務局（障害福祉課） |
| 議事次第 | <p>1 障害福祉課相談担当課長あいさつ</p> <p>2 委員自己紹介，会長・副会長互選</p> <p>3 議題</p> <p>（1）連絡会設置の目的及び調布市における医療的ケア児の状況</p> <p>（2）令和6年度及び7年度実務者会の報告について</p> <p>（3）「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン（案）」について</p> <p>（4）令和7年度の市の取組や医療的ケア関連の情報提供</p> <p>ア 基地跡地福祉施設について</p> <p>イ 在宅レスパイト事業について</p> <p>4 その他</p> <p>【配付物】</p> <p>資料1 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会設置要綱</p> <p>資料2 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会委員名簿</p> |
| 議事録 | <p>1 障害福祉課相談担当課長あいさつ</p> <p>2 委員自己紹介，会長・副会長互選</p> <p>3 議題</p> <p>（1）連絡会設置の目的及び調布市における医療的ケア児の状況</p> <p><事務局></p> <p>資料1 調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会設置要綱を参照し，本連絡会の設置目的「医療的ケア児の現状の把握や分析，支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有，支援に係る連携の強化に関すること」を確認。</p> <p>調布市における医療的ケア児の状況についての報告。令和7年6月時点で把握できている18歳未満の医療的ケア児は35人。年齢は未就学児16人，小学生13人，中学生3人。義務教育を修了した方は3人で，来年度就学予定の方は0人である。</p> <p>（2）令和6年度及び7年度実務者会の報告について</p> <p><委員（障害福祉課）></p> <p>実務者会は、資料1の要綱第7によって定められている会議であり，庁内委員を構成メンバーとして今年度は年2回実施予定。令和6年度第3回実務者会を令和7年3</p> |

月 14 日に、令和 7 年度第 1 回実務者会を令和 7 年 7 月 1 日に実施した。

まず令和 6 年度第 3 回実務者会では、令和 7 年度に就学相談予定のお子さん、保育園に入園する予定のお子さんの状況について、各課で情報共有を行った。また、データベースの取り扱いについて共有した。

令和 7 年度第 1 回実務者会では、指導室から医療的ケアガイドラインについて、保育課から医療的ケア児が入園申込みを行う際の手順を明確にするためのフローチャートについて報告があった。

また、医療的ケア児やご家庭の状況を庁内全体で共有するために令和 5 年度から開始している「医療的ケア児データベース事業」について現在 22 人の方の登録があり、庁内の各部署で情報を共有しながら支援にあたっている状況である。以上が実務者会の報告。

(3) 「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン（案）」について

< 委員（指導室） >

（配布資料なし、画面共有で説明）

資料 p. 12～

調布市立小・中学校医療的ケアガイドラインについては、制度の変化や現場の実態に即して柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜改定を行うものとする。医療的ケアの意義についていわゆる「医療的ケア児支援法」では、医療的ケア児のすこやかな成長と保護者の離職防止を目的としている。一方で、学校における医療的ケア実施の教育的意義としては、学校で医療的ケアを行うことによって担任を始め、当該児童生徒に関わる教職員が医療的ケアを含めた内容について理解を図ることにより、指導の充実につながるものがあげられる。

特別支援学校学習指導要領の「自立活動」における項目の一つである「健康の保持」には、医療的ケアに関わる内容が含まれている。例えば、導尿や血糖値管理等は、当該児童生徒の実態を踏まえ、将来的な「セルフケア（自己管理）」の確立を目指す教育活動の一環として捉えることができる。このように、医療的ケアの実施を通して児童生徒理解を深め、自立に向けた支援を推進していくことが、学校において医療的ケアを行う重要な意義の一つであると考えている。

ガイドラインでは、学校で実施できる医療的ケアの実施項目として 11 項目を挙げている。東京都教育委員会が、令和 8 年 4 月に出した「都立学校における医療的ケア実施指針（改訂）」では 14 項目になっているが、市のガイドラインとして定めるのは 11 項目とし、それ以外の内容については、希望が出された場合に調布市の医療的ケアの運営協議会を開催し、実施の可否の検討を行っていきたい。

学校でできる医療的ケアについて主治医の指示書及び指導員の指導助言のもと、看護師が実施できることを基本としているため、医療的ケアの対応が可能な看護師の派遣等により実施していく。

医療的ケアの実施対象は記載のとおり。

役割分担では、関係者、関係機関の役割について定めているが、教育委員会の役割としては資料に挙げているとおり。医療的ケアの設置運営が当面の大きな課題。本市はまだ医療的ケア児の受け入れはないため、実際に医療的ケアが必要な児童生徒の就

学や転学が生じると準備すべきことが多々ある。そうした意味でも運営協議会で必要な審議をおこなって十分な準備を進めていくことが必要。ガイドラインの策定に合わせてこの運営協議会の設置運営についても進めていく必要がある。

医療的ケアを受け入れる管理職の役割について、資料のとおり。校内における医療的ケア実施要領の作成、医療的ケア安全委員会の設置運営、校内における医療的ケアの実施管理が主な管理職の役割となっている。2点目の医療的ケア安全委員会の設置運営が重要で、学校で医療的ケアを安全に実施していくためにも医療的ケア運営協議会と連携を組みながら看護師、養護教諭、教職員と協議を行っていく必要がある。

教職員担任の役割は、資料のとおり。特別支援学校と違って、小中学校では医療的ケアについて全く知識がない教員がほとんどで、安全に進めていくという上では十分な準備が必要だが、特に最後の医療的ケアに関する研修。今後十分に進めながら医療的ケアとはどういうものか、安全に進めていくためにどういったことが必要か、十分な理解を図りながら進めていく。

養護教諭の役割。資料のとおりだが、やはり日々の医療的ケア児の健康状態の把握、実際に医療的ケアを行う看護師との連携協力、緊急時の環境整備が大事。養護教諭を中心に進める必要がある。

看護師の役割は、実際に医療的ケアを学校で行う内容について役割として明記をしている。学校で看護師が医療的ケアを学校の中で円滑に進めていくという意味では、様々な教職員の理解が必要となる。学校の中で円滑に進めていくうえでも教職員の理解を図っていくうえでも準備を十分に進めていく必要がある。

当該保護者の役割も資料に定めている。やはり医療的ケアは個別性が高いため、実際に医療的ケアを進めていくうえで、保護者から様々な内容が示されることが予想されるため精査していきたい。

緊急時の備えを定めているが、これから医療的ケア児を受け入れるという意味では、災害時にどのような医療的ケアについての備えが必要かと具体的に考えていくことは難しい。これについても運営協議会等で様々な検討を行いたい。確認事項としては応急処置や停電時の対応について考えていくことが大事だが、細かいことについては運営協議会等でも検討しながら学校と連携を図り、進めていきたい。

実施の流れとして医療的ケア児のフローチャートを示している。フローチャートについては前回の令和5年度の連絡会においても示したが、内容が少し変わっている。保護者の方から医療的ケアについて教育委員会に相談があった時に具体的な相談を受けているが、その中で、就学相談の必要性について検討する。就学相談を必要とせずに医療的ケアだけが必要な場合は、様式1実施申請書の申請を進めてもらう。相談により医療的ケアだけでなく、発達面などに課題がある場合は、就学相談を進めていく。その中で、特別支援学校が適切であると判断した場合は、保護者付き添い短縮化事業を進めていることもあり東京都教育委員会に速やかに資料をあげていく。東京都では、特別支援学校への就学が適当でなく、小中学校の中で指導が必要で、通常の学級あるいは、特別支援学級、通級等で指導が考えられる場合は、就学相談の中で内容を聞き取り、医療的ケアの手続きも並行して進めていく。資料ではその流れを示している。

以上、医療的ケアのガイドライン、実施の流れについて説明した。細かいところを検討したうえで、今年度中に策定を進める。今回、意見等をもらい、内容については

再精査を進めていきたい。

<委員（医療機関）>

医療的ケアの手技等の引継ぎについて教えてもらいたい。保護者と日頃から関わっている関係機関，例えば訪問看護師から等，方向性がわかれば教えてもらいたい。もう1点，災害対策では小さい事業所だと有事の際に対応が難しい。学校のように大きなところならよいが学校との連携や避難先の連携等を教えてもらいたい。

<委員（指導室）>

まず，医療的ケアの手技等の引継ぎの件は，様々なケースが考えられる。実際に学校で医療的ケアを進める看護師については，例えば訪問看護ステーションと委託契約を結び派遣してもらい，また，~~そ~~訪問看護をしている看護師，既に保育所等で医療的ケアを進めている看護師に依頼することも考えられる。現在行っている医療的ケアを安全に進めるためにも活用したい。

それから2点目の災害対策。先日の文科省からの通知（「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえた対応について（依頼））にも学校在学時における発災への備えについて進めていくようにということが，挙げられていたことから喫緊の課題として，進めていかなければならない。ただ，まだ対象者が定まっておらず，対象者が所属する学校もこれからのため，実際に受け入れしていくうえで，学校とも十分に連携を図りながら，まずは医療的ケアが災害時においても安全に実施できるための備えを考えたい。保護者への引き渡しができるべく速やかに行われ，引き渡しまでの間をしっかりと繋げられるような備えを確保することを想定している。

（4）令和7年度の市の取組や医療的ケア関連の情報提供

<事務局>

市の取り組みとしては，令和8年4月に基地跡に1か所医療的ケアを行える重心の生活介護と短期入所を開設予定。これは三市で共同設置をするもので，三鷹市，府中市，調布市で定期的に会議をもってこれから利用できる方の選定や申し込みの方法を話し合っている。短期入所は，11月に説明会を住民の方向けに行う。市報等でも日程を知らせるため，利用希望者がいれば関係各課からも案内してもらいたい。基本は三市で利用枠を分けるため，短期入所は三市とも2床ずつ。1回に利用できるのは2人まで。さらに，今年度から医療的ケア児の在宅レスパイトの時間数が増えており，年間288時間まで使えるようになっている。

<会長>

私から質問をしたい。全体を通しての質問，もしかしたら指導室にいろいろと質問をすることになるが，今，市内で35人の医療的ケア児のお子さんがあると話があったが，医療的ケアをする内容や年齢も様々。調布は割と広い地域で，東は仙川から西は飛田給，北は深大寺の奥の方までである。坂も多い街なため地理的な偏在があると思うが，実際問題35名いるお子さんの地域は偏在している傾向はあるのか。もし関わ

るとなるとかなり多数の施設、あるいは学校が必要となってくると思う。そうなる必要とする看護師、養護教諭の先生方がかなりの人数が必要となってくると思う。そうなったときにそれぞれの地域で担当するとなると大変だと思うので、例えばセンター化のようなある程度1か所に集中したり等どういう方向を目指しているのか、あるいは、やはり近くでなるべく対応するような形で考えているのか、方向性を教えてもらいたい。

<委員（指導室）>

まず、調布市内はかなり広く、今のところ医療的ケア児の入学はないが、今後いつ医療的ケア児の就学や転学があるかわからない状況である。

モデル的な学校を作って医療的ケアを進めている自治体もあるが、調布市としては、モデル的な学校を作って具体的に検討を進めていく状況ではないため、まずはどここの学校でも医療的なケアがある子が入学、転学された場合にこのガイドラインをもとに実施を進めていけるように理解、啓発を図っていきたい。そのうえで、急に来年度、早期の段階で入学になった際には、早急に整備を進め、安全、安心に医療的ケアを進めていくことができるようにしたいと考えている。

<委員（教育機関）>

お子さんの住んでいる地域の小学校や中学校で受け入れが可能としていくように考えていくのであれば、例えば、今、通常の小学校や中学校の先生方、少なくとも養護教諭の先生方については、学校でできる医療的ケアについてももう少し理解、啓発をしてもらいたい。例えば、調布市内にセンターのような学校を一つ決めてモデルとしてやっていくのであったら、詳しい人がそこに配置されればいいと思うが、そうでないなら、各校の養護教諭の先生方が、より理解できるような研修などを調布市の中で、企画していくのが良いのではないかと思う。

<委員（指導室）>

特別支援学校と違い、小中学校は医療的ケアそのものについての内容の理解はまだこれからというところ。そういった中で、実際にお子さんが入ってくる場合についてもなおさら医療的ケアの内容はどういったものなのか、教職員としてどういった対応をすべきなのか、緊急時についてどういった対応をしていくのか等、様々なことを医ケアが決まった段階で、考えていかなければならない内容が多々ある。そのため研修は教職員、養護教諭含めてしっかりと進めながら、学校なら安心、安全にできるような体制を進めていかなければならないと思っている。今年度、そういったものを進めていくように考えているが具体的な医療的ケアの内容も細かくしっかりと理解を図れるような研修やそういったものを進めていきたいと思っている。

<委員（教育機関）>

引き続きだが、いざその子が入ってくる時に勉強するということは実際にその子を理解するということが必要だが、そうではなく、どの方もある程度の知識を持ってから受け入れるという状態と格段に違うと思うので、今該当の方がいないからといって、特に医療的ケアの研修をする必要がないということではなくて、時代の流れで今

は、医療的ケアのお子さんが地域の小・中学校でも教育を受けられる環境を整えようというところであるのならば、色々な方が知識を持って、医療的ケアのある子で通常学級で学ぶことが適している発達段階のお子さんが就学・入学することについて、「そうだね、ありだね」というように受け入れられる学校が増えてほしいと思う。

<委員（指導室）>

今後、就学相談の必要がなく医療的ケアが必要で、小・中学校に入学を希望されるようなケースも多くなることが予想される。そういった意味でも小中学校の教員先生方については、そういったお子さんをしっかりと児童生徒の一員として受け止めることができるよう、理解を深められるような研修等を進め、他のお子さんと同じように学校の中で、安全、安心に教育を進めて行けるような整備を進めていきたいと思っている。色々意見を持ってもらいたいと思う

<事務局>

会長からの質問で、市内の医療的ケア児の住んでいるエリアについて、事務局で把握している対象者の住んでいるエリアを見るとどこかに集中しているということではなく、点在されていると考えるため、元々モデル校を作ることはないという話だったが、今の把握の状況はそのようになっている。

<会長>

色々な意見があると思うが、最終的には色々地域で快く受け入れられるような体制をするという目標は非常に大切だと思う。それとともにモデル校の設置というのにも必要だと思う。どうしても時間がかかってしまうところともう一つは経験と時間とともに看護師、養護教諭の先生方が徐々にスキルアップしていったりあるいは一人のお子さんが成長すると学校を卒業する、そうした時に地域の偏在がある中でやっているとまたそこで途切れてしまうということも出できたり、それぞれ良い面、悪い面があると思う。地域にしっかり受け入れていきたい、やっていきたいという方を増やしていくことが大前提のもとに知識を集積しながら積み上げていくという考え方もありながらやっていくのが個人的にはいいと思う。その分どうしても時間がかかってしまう問題だと思うが、また、先生方の意見等も聞きたいと思う。他になれば、時間となったため一旦終了させてもらおう。

<事務局>

次第4その他に移るが、全体を通して意見や質問がある方がいないため、令和7年度第1回医療的ケア児支援関係機関連絡会を終了する。

第2回医療的ケア児支援関係機関連絡会は令和8年2月上旬頃に開催予定。